

速度取締り指針

平成31年1月
習志野警察署

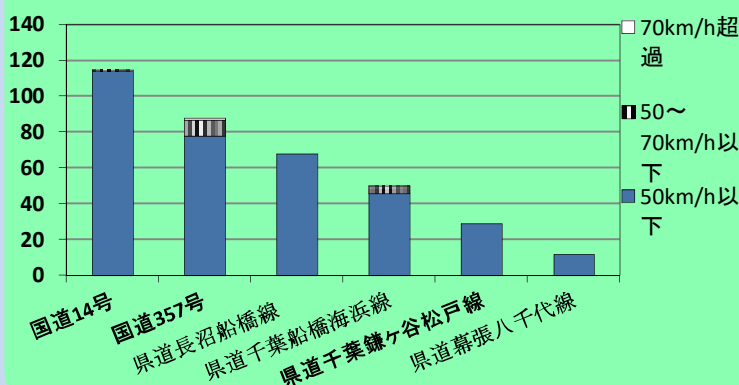
習志野警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道357号	8:00～12:00 14:00～20:00	習志野市 秋津地区	60km/h (法定)

☆ 重点以外の路線、時間帯であっても取締りを実施することがあります。

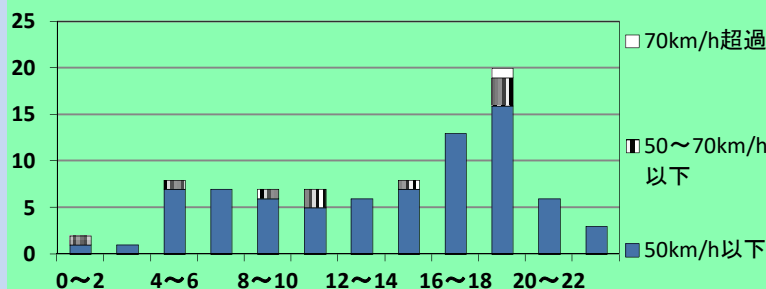
習志野警察署管内における交通事故実態

主な路線別・危険認知速度別人身事故発生状況(過去3年)



- ◎ 幹線道路別の事故発生状況と比較すると、国道14号での発生が115件と最も多い。(速度規制40キロから50キロ)
- ◎ 国道357号の事故発生件数は88件と国道14号線に次いで2番目であるが危険認知速度が最も高い。(法定速度路線)
- ◎ 県道長沼船橋線は指定40キロ路線であり、発生件数は68件と国道14号線の約半分程度である。

国道357号における時間別・危険認知速度別事故発生状況(過去3年)



- ◎ 国道357号における時間帯別の事故発生状況と比較すると、4時～6時、8時～12時、14時～20時が多い。
- ◎ 発生件数、危険認知速度が最も高いのが、18時～20時台である。

～平成30年中の交通事故発生状況～

- 管内の交通死亡事故の発生は無く、昨年比－3件となっている。
- 人身事故、物件事故ともに若干ながら減少傾向にある。

その他の交通指導取締り要点

習志野警察署管内路線では、定置式速度取締り、白バイによる追尾式速度取締りの他、信号無視、歩行者妨害を重点的に取締りを実施します。